

ご用心!災害に便乗した悪質商法

地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。

悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な商法には十分注意してください。

特に最近では「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」など、「保険金を使える」と勧誘する手口について、全国の消費生活センター等に相談が寄せられています。

また、義援金詐欺の事例も報告されています。義援金は、たしかな団体を通して送るようにしてください。

主な相談事例(工事、建築)

- ・地震後「屋根の点検をする」と業者から訪問を受け、屋根工事の契約をした。その後、屋根工事を解約したら契約前に行われたブルーシート設置代金を請求された
- ・台風で自宅の屋根瓦がずれ、見積もりのつもりで業者を呼んだら、屋根にビニールシートをかけられ高額な作業料金を請求された
- ・屋根の無料点検後、このまま放置すると雨漏りすると言われ高額な契約をさせられた
- ・豪雨で雨漏りし修理してもらったがさらにひどくなった

主な相談事例(保険金を口実にした勧誘)

- ・「損害保険で雨どいの修理ができる」と業者の訪問を受けた。せっかくなのでドローンを使って屋根の撮影もしてはどうかと言われ、お願いした。不安になったので、断りたいが、業者と連絡が取れない
- ・3年前に起きた災害の被災地調査員を名乗り、保険の請求期限まで半年を切ったので、保険金請求のためのサポートをすと言われ、契約したがクーリング・オフしたい
- ・台風の後片付けをしていたら、業者が来訪し、損害保険を使って無料で雨どい修理ができる、経年劣化で壊れたものも保険でできると言われた。不審だ。

主な相談事例(寄付金、義援金)

- ・ボランティアを名乗る女性から募金を求める不審な電話があった
- ・市役所の者だと名乗る人が自宅に来訪し義援金を求められた

消費者へのアドバイス(工事、建築)

- ・修理工事等の契約は慎重にしましょう
- ・契約を迫られても、その場では決めず、できれば複数社から見積もりを取って比較検討しましょう
- ・契約後でも、クーリング・オフできる場合があります

消費者へのアドバイス(保険金を口実にした勧誘)

- ・「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に相談しましょう
- ・経年劣化による損傷と知りながら、自然災害などの事故による損傷と申請するなど、うその理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう

消費者へのアドバイス(寄付金、義援金)

- ・不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断りましょう
- ・金銭を要求されても、決して支払わないでください
- ・公的機関が、電話等で義援金を求めることはありません
- ・寄付をする際は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認しましょう

消費者へのアドバイス(相談窓口を利用しましょう)

お困りの際には、一人で悩まずお近くの消費生活センター等(消費者ホットライン188)、警察(全国共通の短縮ダイヤル「#9110」)にご相談ください

【国民生活センター】

困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

★クイズ★お金にも寿命があるの？

8月29日は「お金を学ぶ日」 お金にも寿命があります。

問題：現在使われている千円札の寿命は約何年でしょう？

- ①1～2年 ②3～4年 ③5～6年

※答えは裏面



188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。

令和6年度徳島県消費者大学校 公開講座 オンデマンド視聴のご案内

6月～7月にかけて開校しました「令和6年度徳島県消費者大学校」の講座の中から、以下の3つの講座を「公開講座」として配信します。くらしのサポーターとして、改めて確認していただきたい講座ばかりです。オンデマンド配信で、いつでもどこでもご覧になることができますので、毎週出席することが難しく大学校に参加できなかった方、新しい情報を知りたい方など、ぜひ、お申し込みください！

	講座名	講師	内容
1	くらしと法律	徳島弁護士会 消費者問題対策委員会 委員長 木村 正	・くらしに関する法律 ・消費者トラブル～事例から考える～
2	脱炭素社会と私たちの生活	徳島文理大学理工学部 三好 真千	・脱炭素の必要性 ・ミニ実験（太陽光パネル、燃料電池で発電してみよう）
3	情報化社会と消費者	徳島大学情報センター 谷岡 広樹	・情報化社会とは ・インターネット広告のしくみ ・電子決済のしくみ

お申し込み（視聴までの流れ）

- ①氏名、メールアドレス、視聴希望の講座番号をメールで下記アドレスまでお送りください。
送付先:t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp
件名:消費者大学校公開講座
 - ②視聴用URLと資料(※)を送信します(YouTubeでの限定公開です)。
 - ③アンケート用URLをお知らせしますので、視聴終了後にお答えください。
- 申込締切:令和6年9月20日(金) 視聴期限:9月末日



※資料は電子データでお送りしますので、各自ダウンロードしてお使いください。
※インターネットでの視聴が難しいなど、視聴に当たってのご相談がありましたら、徳島県消費者情報センター（☎088-623-0612）までお電話ください。

《コラム》暑さで参っていませんか？ ～県消費者法務専門員:中川まな美(弁護士)～

8月も下旬となりましたが、まだまだ暑い日が続いています。みなさん、体調を崩していませんか？
気象庁の予報によると、9月に入っても、暑い日が続くようです。
(気象庁ウェブサイト:https://www.jma.go.jp/bosai/season/#term=1month)
暑いと心配なのが熱中症です。熱中症の危険性が極めて高いと予想される日の前日夕方または当日早朝には、各都道府県ごとに熱中症警戒アラートが発表されます。熱中症警戒アラートが発表された場合、自治体は、あらかじめ指定した適当な冷房設備を有する施設をクーリングシェルターとして、市民に開放します。
外出中に暑くて休みたくなったときや、家に十分な冷房設備がないときなど、こういったクーリングシェルターを利用することができます。
徳島県内でも、県や市町村が公民館、コミセン、体育館等の公共施設やショッピングセンターなどをクーリングシェルターとして指定しています。
みなさんの周りには、暑いのにエアコンを付けずに自宅で一人で過ごしているお年寄りなどはいませんか。高齢者は、熱中症のリスクが高いといわれています。お近くのクーリングシェルターを紹介してあげてください。

★クイズの答え 正解:①
正解は1～2年程度です。千円札の寿命は、すり紙などのやり取りが多いこともあって短く、これは5千円札でも同じ。1万円札で4～5年程度です。

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階
・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285
・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 088-623-0174
【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp
【ホームページ】 https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/

